

第2次久留米市社会福祉協議会中期経営計画

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

第2次久留米市社会福祉協議会中期経営計画

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置づけ	P 2
3 計画期間	P 2

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念	P 3
2 基本方針	P 3

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 本会を取り巻く状況		
(1) 国の状況	P 4
(2) 市の状況	P 4
2 本会の現状と課題及び今後の取り組み		
(1) 主要事業	P 5
ア 地域福祉活動の推進支援	P 5
イ 相談・支援	P 9
ウ 権利擁護	P 13
エ 災害への対応	P 16
オ 情報の発信・広報	P 18
(2) 事務局体制	P 20
ア 組織	P 20
イ 職員	P 22
ウ 事務事業	P 22
(3) 財源	P 23
ア 財源の確保・活用	P 23

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	P 25
2 計画の進行管理	P 25

第2次久留米市社会福祉協議会中期経営計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 社会福祉協議会（以下「社協」という）は、社会福祉法の規定により、社会福祉事業経営者及び社会福祉に関する活動を行う者により構成されています。また、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などの事業を行っており、他の社会福祉法人とは異なった機能をもっています。

- 久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という）は、昭和31年の設立以来、市域の地域福祉を推進するために、久留米市（以下「市」という）と連携するとともに、「久留米市地域福祉活動計画」を策定し、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という）をはじめとするコミュニティ組織、民生委員・児童委員など地域福祉関係者との協力のもと、様々な事業を展開してきました。

- 近年は、貧困、虐待、ひきこもり、孤立死、自殺、DV被害、ホームレスなどの社会問題が深刻化するとともに、様々な生活課題を抱える人や世帯も増えています。このような現状に対応するため、令和2年度に市の「地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」を一体化させた「くるめ支え合うプラン」を策定しました。また、令和8年度からは前計画を継承・発展させる「第2期くるめ支え合うプラン」を策定しました。

- 全国社会福祉協議会は平成4年に改定・策定した「新・社会福祉協議会基本要項」を時代の変容に対応するため、令和7年、33年ぶりに「社会福祉協議会基本要項2025」として策定しました。これにより、社協の機能として相談支援、権利擁護、災害時の支援等が新たに位置づけられるとともに、本基本要項に即した社協運営が求められています。

- 新たな時代の要請に応じていくためには、本会の将来にわたる自立的かつ安定的な運営が必要です。そのために、本会の目指すべき方向を示すとともに組織基盤、財政基盤を強化することを目的として、中期的な経営計画を策定します。

- また、この計画を策定することにより、本会はもとより、地域住民、関係団体と本会の目指すべき方向を共有化し、地域との協働の強化を図ります。

2 計画の位置づけ

本会の役割及び事業のあり方と実施体制などについての方向性を示し、持続性のある安定的な経営を行うために、本会経営の基本となる中期的な計画と位置づけます。

あわせて、「第2期くるめ支え合うプラン」の実効性を高めるための計画でもあります。

3 計画期間

「第2期くるめ支え合うプラン」(久留米市地域福祉活動計画)にあわせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

「みんなでつくる 支え合うところあふれるまち くるめ」の実現に貢献する

2 基本方針

(1) あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。

ア 相談・包括的支援体制の強化

これまでの実績を活かし、総合相談・生活支援の取り組みを一層強化します。

イ アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、アウトリーチ（地域に出向いて行くこと）を徹底します。

ウ 地域福祉を推進する中核的な団体としての役割

本会が社会福祉関係者の協議体であるという特性を活かし、多機関連携の中核となって、複雑化、多様化した生活課題を制度の狭間に落とすことなく対応します。

エ 地域における総合的な権利擁護支援の推進

少子高齢社会が進展する中で、単身世帯の増加が見込まれており、判断能力が不十分になっても安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、市と協働し、総合的な権利擁護支援体制の構築を進めます。

(2) 地域のつながりの再構築

地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO法人、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを進めます。

(3) 地域から信頼される組織づくり

市との強固なパートナーシップのもと、職員育成や活動財源の確保をはじめとする経営改善に努め、適正な事業運営と説明責任を果たします。

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 本会を取り巻く状況

(1) 国の状況

- かつては、家庭・地域・職場など様々な場面での支え合いが、人々が生活していくうえで、よく機能していました。しかし、少子高齢化や人口減少の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、人々の移動性、流動性の高まりなどにより、これまでの支え合いの基盤が弱まっています。

- 景気は緩やかに回復しつつあるものの、非正規雇用の常態化、コロナパンデミック、世界情勢の不安定化や長期にわたる円安の進行、物価高騰の影響などを受け実質賃金が目減りする中、そのしわ寄せは中・低所得者層の生活を脅かしています。ひとり親家庭などの多くで生活困窮世帯になっている状態が明らかになっており、生活再建に向けた息の長い支援はもとより、日々の暮らしを支える食料などの支援も強く求められています。

- 従来の福祉政策は、起こり得るリスクや課題を想定し、対象者別の制度を発展させてきました。しかし、昨今は様々な生活課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯でいくつもの分野の課題を抱えていたり、あるいは既存制度の狭間でセーフティネットからこぼれ落ちるといった状況が見られるようになってきました。対象者別に整備された公的支援だけでは対応が困難なケースが顕在化しています。

- 断らない相談の実現、地域共生に資する取組の促進、必要とする人は誰でも利用できるサービスの推進が要請されています。

(2) 市の状況

- 国の動向と同様に、市でも少子高齢化、人口減少が進行しています。市の人口は令和7年2月1日現在、29万9,663人となり、平成17年に周辺4町と合併してから初めて30万人を割りました。令和5年に全体の28%、約8万4千人だった高齢者人口は、令和12年には8万5千人となり、全体の約30%を占めると推測されています。

- また、令和8年1月1日現在の1世帯当たりの人員数は2.07人と、年々減少しており、単身世帯の増加を示しています。それに伴って、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加も窺えます。

- さらに、令和4年度の市の調査（第2期くるめ支え合うプランより）によれば、近所づきあいについて、4割弱はせいぜい挨拶をする程度、校区コミュニティ活動や自治会活動、ボランティア活動などの市民活動に全く参加しない人が7割を超え、参加し

たいと思わない人が6割弱となるなど、地域でのつながりの希薄化が進んでいます。

2 本会の現状と課題及び今後の取り組み

(1) 主要事業

ア 地域福祉活動の推進支援

[現状]

○本会では、早くから小学校区ごとに住民が主体となって地域福祉を推進する任意の団体として、校区社協を組織化し、民生委員・児童委員や地域住民等と連携して、小地域ネットワーク活動（在宅高齢者等気になる人の見守り、声かけ訪問、小地域ごとのいきいきサロンの設置等）を進めてきました。

○この結果、ほとんどの校区社協で小地域ネットワーク活動を推進する「ふれあいの会」が組織され、在宅高齢者等気になる人の見守り、声かけ訪問として年間延べ24万回以上訪問しています。また、高齢者等の集いの場である「いきいきサロン」が市内約300か所に設置されています。

○地域における支え合いの仕組みづくりを推進する「支え合い推進会議」は、校区コミュニティ組織や校区社協、自治会などに加え、福祉や医療の事業所、NPO法人など、様々な主体の参画も得ながら、生活支援サービスや防災など地域の特性や課題に応じて地域福祉の推進に向けた検討、取り組みが始まっています。

○このような一定の成果を上げている一方で、地域福祉活動を支える自治会の加入割合が令和5年度で約7割、令和7年度で約6割となるなど、これまで校区の地域福祉活動を担ってきた、校区社協、ふれあいの会なども含め、地縁組織の多くで高齢化と後継者不足が顕在化しています。

○コロナ禍以降、物価高騰も相まって、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、それらの世帯のこどもなどの存在が顕在化しており、地域でこどもの生活を支えていく取組が必要となっています。

○そのような中、生活困窮世帯が地域社会とつながるために食料等を持って自宅を訪問する活動や、その活動を支えるために食料や食料保管用冷蔵庫を寄付する活動など、様々な団体による取組みが広がりをみせています。

[課題]

○校区社協をはじめとする住民組織・団体が、「第2期くるめ支え合うプラン」の趣旨を理解したうえで、各校区の実情に則した活動を計画的に展開できるように支援する必要があります。

○地域における見守り訪問活動の対象者が高齢者に偏っており、高齢者以外の人に必要な支援が行き届いているとは言えません。すべての人が孤立せず、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、見守りや支援の対象を広げる必要があります。

○地域福祉の推進をまちづくりと一体的に進めるために、校区社協を基盤とした見守り、支え合いの仕組みづくりの支援に加え、自治会等のコミュニティ組織、住民組織に、さらなる地域福祉推進への参画を促すことも必要です。

○校区社協や校区コミュニティ組織といった従来の地縁型組織に加え、興味や関心事を軸として集う市民グループや、地域への貢献活動を希望する経済団体等が、それぞれに連携し、地域福祉の活動に参加できるように支援していくことも必要です。

○児童・生徒・学生を含む若い世代や、事業所、企業等が社会福祉への関心と理解を深める教育、家庭や地域への福祉意識の啓発、地域福祉を担う人材の育成の強化に取り組む必要があります。

[今後の取り組み]

(ア) 「第2期くるめ支え合うプラン」の地域展開

・地域に対し「第2期くるめ支え合うプラン」を積極的に周知するとともに、各校区にて作成される「校区福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
校区社協等を通じた計画周知	冊子、資料編等を活用し周知説明				→
校区福祉活動計画の策定・見直し支援	策定手引きの作成				
	策定・見直し支援 15校区	30校区	46校区		→

(イ) 見守りや支援の対象者を広げる

- ・重層的支援体制整備事業を受託、展開する中で従来の高齢者支援に加え、こども、障害者、生活困窮者などの複合・狭間の事例について、関連する市の部署、関係する地域住民、NPO法人等と情報を共有し、協力して支援します。
- ・校区社協やふれあいの会、支え合い推進会議等が地域住民を対象に行うボランティアスクール等の学習会などを通して、地域住民に支援を必要とする様々な人や

世帯の現状と課題への理解を促します。

- ・ ふれあいの会等による見守りや、訪問活動の充実・強化、いきいきサロンの設置を支援します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
CO※1による個別ケースと関係機関、地域住民との関係づくり					→
関係機関と連携し、伴走型支援※2を継続するとともに、地域住民による見守り活動に繋げることで個別ケースの地域参加を促す。					
校区の実情に応じた学習会の企画支援	各校区2回				→
ボランティアスクール等の実施 延べ訪問回数拡大	249,000回	→	250,000回	→	→
いきいきサロンの設置支援	サロン数 315か所				→

※1 CO:各校区の地域福祉活動の支援を担当するコーディネーターを指す。

※2 伴走型支援:支援者が課題を抱える人に寄り添いながら支援を行うこと。

(ウ) コミュニティ組織との新たなネットワーク化

- ・ 支え合い推進会議を通して、各団体の活動や課題を共有し、団体同士の関係を深め、困っている人と支援者をつなげる関係づくりを進めます。
- ・ 団体同士の関係を深める中で、地域の絆づくりにつながっている、既存の様々な活動や取組を見つけ、広く周知することで、同様の活動や取組の普及に努めます。

(エ) 興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等との連携

- ・ 共通の興味や関心ごとにより集まっている市民グループや、地域への貢献活動を希望する経済団体等に対し、地域の行事や研修会等への参画を促し、地域での活動の展開につなげます。
- ・ 地域福祉活動への様々な参加・連携・協力のあり方を周知し、市民グループや経済団体等の連携による地域での福祉活動の展開につながるよう支援していきます。
- ・ 好事例が生まれた市民グループの活動内容を地縁組織やその他の市民グループへ周知しつながりの循環を広げます。
- ・ フードロス解消と食料品等の福祉的活用の観点から、家庭から団体・企業等まで幅広く食料の提供を呼びかけます。また、食料等の収穫・受取から、支援団体等への配布まで、こども食堂や食料支援団体と事業者団体、企業、農家等が連携し、支援を必要とする人たちに食料品等が届く仕組みを強化します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
市民グループや経済団体等との連携	市民グループや経済団体等の情報収集、把握、関係構築				→
	好事例の周知と普及				→
	より効率的な食料支援の仕組みづくりの検討・実施				→

(オ) 地域福祉を担う人材の育成

- ・ 各種行事や研修（社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社協を対象とする研修等）で、住民参加による地域福祉活動の目的や重要性を訴え、地域福祉への理解を深めます。
- ・ 生活困窮者等への食料支援に関わるボランティア活動に参画する人材の育成や、既存団体のネットワーク形成に努めます。
- ・ 地域に根づいた福祉教育の充実のため、校区社協等と学校の協働による福祉教育の展開を促します。あわせて、障害当事者や当事者支援団体等がゲストティーチャーとして交流や体験から児童・生徒・学生が福祉について学びを深める取り組みを進めます。
- ・ 企業・団体等への働きかけを強化し、協働して、社会人の福祉学習の機会づくりに取り組みます。
- ・ 中高生、大学生等のボランティア活動などへの興味関心を促す学習会や活動体験イベント、交流の機会をつくり、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
各種研修や行事の実施	社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社協を対象とする研修等				→
地域と学校・PTAとの協働の支援	COとボランティアセンターが連携し、校区社協等と学校・PTAが協働して行う福祉教育の取り組みを支援する。				
社会人の福祉学習の支援	企業・団体等への働きかけ				→

イ 相談・支援

[現状]

- 地域福祉課の地域支援チームは、地域に出向いた機会を通じて個別のケース課題を把握し同課内の個別支援チームにつなげ、個別支援チームはこれらのケースに対し息の長い伴走型支援を展開しています。また一方で、ふれあい福祉相談、生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業の相談等の窓口は生活支援課が所管しており、連携しています。
- 各種・各機関の相談窓口が専門化し、複合的な課題や制度の狭間にあり、個々の相談窓口では対応が難しいケースが増えていることから、市の関係部署、各種相談支援機関、NPO 法人等市民団体、地域住民等が支援のあり方を検討する、重層的支援会議及び支援会議を定期的に開催し、連携した支援活動を展開しています。
- 長引く経済不況や物価高騰の影響で生活困窮状態にある人、世帯が増えています。また、こうした世帯では、どの相談支援機関にもつながっていない、孤立したケースの存在も想定されています。
- 地域には様々な理由により、相談をすることが出来ない、相談窓口を知らない、あるいは、他者とつながることに抵抗がある人がいます。
- JAや農家、企業、団体等から寄せられた寄付（食料品他）を活用した、市内の生活困窮者支援団体やこども食堂への提供は年間で延べ100回超、個別支援による世帯へ直接の食料等支援も70件を超えています（令和6年度）。あわせて、夏休みなど、長期休暇になる時期に、支援や制度につながっていない、こどもをもつ生活困窮世帯の新たな発見と支援を目的に「はーとふる相談会」を実施しました。また、三潁総合福祉センターでは、「長期休みの勉強部屋」を開設しています。
- コロナ特例貸付の借受人、約5,000人を対象に生活状況の後追い調査やフォローアップ支援を実施しています。
- 人口減少する中でも新たな労働人材等として、外国人及び外国につながる人たちの人口は増加しています。しかしながら、それらの人々にとって、必ずしも日本は暮らしやすい場所であるとは言い難く、地域から孤立しているケースもあると思われます。

[課題]

- 本会での相談や地域支援及び、指定管理施設で得た情報を、支援活動に有効に活かせる組織にする必要があります。

- 個別支援と地域づくりを一体的に展開するため、地域福祉課内の地域支援チームと個別支援チームがこれまで以上に連携できる環境整備が必要です。
- 個別の相談窓口では対応しきれないケースについて、重層的支援会議等で本会と各種専門機関が連携し、本人や世帯の個々の状況に応じた、継続的で柔軟な対応につなげていく必要があります。
- 専門職や専門機関による個別ケースへの支援は、課題等が一定軽減した段階で、地域住民による見守りや支え合いに移行することが一般的ですが、移行に向けて、ケースと地域住民との関係の再構築を図るなど、地域づくりを視野に入れたきめ細かな働きかけも必要です。
- 校区社協やふれあいの会、民生委員・児童委員といった地域住民に身近な人々の活動により発見される要支援者の情報（困りごとや課題）を担当コーディネーターが速やかに把握する必要があります。
- 支援の窓口につながない人・世帯を把握するための働きかけ、取り組みが必要です。
- コロナ特例貸付のフォローアップ支援を行うなかで、生活困窮状態など支援が必要な世帯を発見した際には、課題解決のために市生活自立支援センターなど関係機関への支援を提案していますが、相談・支援につながらないケースも多く継続的な働きかけが必要とされています。
- 外国人及び外国につながる人たちが、疎外感や暮らしにくさなどを感じるような安心して生活できる環境が必要です。

[今後の取り組み]

(ア) 組織内の情報を支援活動に活かす

個別支援を行う際、適切な支援につなぐため、必要に応じ、本人及び関係する機関等の同意を得たうえで、本会内での情報共有化を進めます。

- ・地域福祉課と生活支援課及び支所がそれぞれ把握しているケースについて情報を共有し活動に活かします。
- ・コロナ特例貸付の借受人に対する相談支援体制を強化していくとともに、個別支援が必要な世帯に関して、地域福祉課と情報共有し、支援につなげていきます。

(イ) 継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間の課題解決」に向け、本会が受託している多機関連携事業を積極的に推進し、様々な分野の情報共有・連携を進め、「重層的な支援体制」「断らない相談体制」を構築します。

- ・ 様々な個別課題について、関係機関、関係する地域住民、当事者等が解決に向け協議する重層的支援会議及び支援会議を開くとともに、参画する機関、団体などの拡大と、取組に対する理解を深めることを目的とした「重層的支援体制整備事業を考える会」を定期的実施します。
- ・ 「ひきこもり」や、個人では片付けや整頓が困難で、衛生的な課題のある住環境の課題についても、当事者や関係機関等と連携して対応していきます。
- ・ どの制度にもつながらない「制度の狭間の課題」をもつ人や世帯に対しては、ライフレスキュー事業※1や参加支援事業受託団体※2など、インフォーマルな地域資源などと連携して課題の解決を図ります。
- ・ 社会福祉法人には「地域貢献の取組」が求められていることから、本会の主導によるライフレスキュー事業において市内の社会福祉法人をネットワーク化し、様々なケースに対し協働して支援ができる体制を整備します。

※1 ライフレスキュー事業：市内の社会福祉法人の参画により、法人の知識やスキルを活用して地域で発見される個別ケースの課題を協働し、解決を図る取り組み。

※2 参加支援事業受託団体：高齢・障害・こども・生活困窮など既存制度で対応困難な困りごとを抱える人に対し、地域資源と連携して社会参加（就労、居場所づくりなど）を支援する自治体等からの委託事業団体。

なお、令和7年度市の参加支援事業受託団体は、久留米 AU-formal (アウ・フォーマル) 実行委員会で、「叶え合う支援」を通じて、すべての人々が暮らしや生きがいをともに作り、高め合える「地域共生社会」の実現を目指す団体。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
重層的支援会議及び支援会議	12回				→
アウトリーチ事業の展開	伴走に基づく支援の継続				→
関係づくり事業の実施					→
「制度の狭間の課題」をもつ人や世帯に対する支援					→
社会福祉法人のネットワーク化・参加法人の拡大	ライフレスキュー事業の活用 ライフレスキュー事業久留米連絡会 参加法人数 31法人	→	32法人	→	33法人

(ウ) 地域へのきめ細かな働きかけ

- ・ 地域福祉の推進に関する住民同士の話し合いの場（支え合い推進会議、校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会等）や支援関係機関や自助グループなどが開催する話し合いの場に参加し、住民間の情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決力の向上を図ります。
- ・ 関係機関等と協力して、中心となる支援機関や役割分担を記載した支援計画を作成し、情報共有しながら、計画的な支援を行います。
- ・ 課題を抱えた当事者が地域に溶け込み、自分らしい生活を営めるよう地域活動への参加を促すとともに、自治会やふれあいの会、民生委員・児童委員などに見守りや声かけの協力を求めながら、住民とともに伴走型の支援を行います。
- ・ 外国人及び外国につながる人たちも地域住民として、いきいきとした生活を送ることができるよう、多文化、多様性を互いに尊重しあえる地域づくりをすすめます。まずは、やさしい日本語で対応できる相談窓口づくりや、支援団体等とどう連携できるか検討していきます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
住民同士の話し合いの場に参加	各COが 適時参加				→
支援関係機関や自助グループ等が 開催する話し合いの場に参加	各COが 適時参加				→
個別支援計画の作成	年間 10件程度	1圏域2人のCOを配置し、圏域内のケースについて プラン作成にあたる			→
個別支援ケースの伴走型支援	CO1人につ き数件担当	1圏域2名のCOを配置し、圏域内のケースを支援す る			→

(エ) 要支援者の情報を速やかに把握する

- ・ 民生委員・児童委員、ふれあいの会などによる見守り訪問活動を全校区に広げ、身近な地域で、お互いに気づき合い、見守り合える関係づくりを進めます。
- ・ 近隣世帯の小さな変化から課題や困りごとに気づき、担当コーディネーターや相談窓口につなぐことができる住民を増やすため、地域住民を対象とした学習会、研修会等を校区社協等とともに実施します。
- ・ 担当コーディネーターは、住民同士の話し合いの場（支え合い推進会議、校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会等）に参加し、地域や個別の世帯などの困りごとや課題の把握に努めます。
- ・ 毎月、複数回実施している生活困窮者支援団体やこども食堂への寄付物品などの受け渡しの機会を活用し、複合狭間の課題を抱えた世帯などの把握に努めるほか、こどもがいる生活困窮世帯を対象とする「はーとふる相談会」を定期的実施し、

支援対象世帯の把握と寄り添った支援に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
見守り訪問活動全校区普及	1 校区普及 (46 校区)				
校区の実情に応じた学習会の企画 支援 (再掲)	各校区 2 回				→
住民同士の話し合いの場に参加 (再掲)	各 CO が 適時参加				→
は一とふる相談会の実施	年 3 回				→

ウ 権利擁護

[現状]

- 本会は、認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分となり、日常生活に不安がある人が、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、法人後見事業、成年後見センター運営事業（市からの委託）、日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会からの委託）を行っています。
- 法人後見事業は、高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人等が得られない人を対象として、約 10 件を受任し支援を行っています。
- 成年後見センターとして、中核機関を市と協働で運営し、成年後見制度の普及・啓発を進めるとともに、同制度に関する総合相談、利用支援及び成年後見人等への支援や市民後見人への育成・活動支援を行っています。
また、市民後見人については、現在までに 1 名の活動実績があります。
- 日常生活自立支援事業は、約 160 名のサービス利用者の自立に向けた福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの支援を行っています。
知的障害や精神障害の利用契約者、また若年層の利用契約者が増加傾向にあります。さらに、新規の相談件数も増加しており、今後も利用希望者は年々増加していくことが予想されます。
- 親族など身寄りのない高齢者を対象に、契約に基づいて日常の安否確認や、契約者が死亡した際の家財処分、葬儀・埋葬等の死後事務を行う、人生あんしん事業を本会の独自事業として、令和 6 年度から開始しました。

[課題]

- 認知症高齢者等の増加により後見制度の需要が高まり、後見人等となる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の担い手不足が見込まれます。しかし、本会の法人後見事業は報酬による十分な財源の確保が見込めないこと、さらに新たな専任担当職員の確保・増員が難しいことなどから、安定した事業運営が厳しくなることが予想されます。
- 同じ市民として地域で寄り添う市民後見人が新たな制度の担い手として期待されています。今後も継続して、市民後見人としての個人受任ができる体制整備を市と連携して行なう必要があります。
- 中核機関である「久留米市成年後見センター」として、成年後見制度の広報・啓発、相談の機能に加え、権利擁護にかかる地域連携ネットワークの整備を行なう必要があります。
- 日常生活自立支援事業の利用契約者に適正なサービスを提供するため、今後の安定した事業運営に向けた体制整備が必要です。
- 人生あんしん事業で、契約希望者が預託金（葬儀・埋葬、家財等の処分費用等）を一括で預けることが困難なケースへの対応や、不動産処分や相続など（福祉分野以外の）様々な相談に対応できる知識・見識が必要とされています。

[今後の取り組み]

(ア) 法人後見事業

本会に対する社会的な信頼性、多機関連携や地域での見守りによる支援、日常生活自立支援事業との連携など、本会が法人後見を行う意義を踏まえ、法人後見事業は本会の自主的な権利擁護に関する事業として継続します。

- ・市の成年後見制度利用支援事業※の利用などにより収入の確保に努めるとともに、人材の確保、育成等を図り持続可能な事業運営を行います。

※成年後見制度利用支援事業：成年後見制度の利用促進のため、生活保護受給者等を対象に成年後見の申し立て費用や成年後見人の報酬等を補助する事業

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
法人後見事業の 安定的な実施					→
受任件数	11件				20件

(イ) 市民後見人の育成

- ・市が主催するフォローアップ研修事業を受託し、市民後見人の育成を促進します。
- ・市民後見人候補者等が広く権利擁護の担い手として活躍できるよう、市民後見人以外の活躍の場について検討を行ないます。
- ・引き続き市民後見人が個人受任した場合には、本会が後見監督人として支援できるよう、職員のスキルアップに努めます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
市民後見人の育成	フォローアップ研修等の実施				→
法人後見支援員の実務能力の向上					→
後見監督人能力の習得					→
市民後見人	2名	3名	4名	5名	6名

(ウ) 中核機関の業務

- ・成年後見制度に関する相談を受ける中で、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は適切に利用できるよう、申立の説明、助言などの支援を行ないます。
- ・成年後見人等に対し、個別相談支援を行なうとともに、成年後見制度に関する情報提供を行ないます。
- ・市と連携し、権利擁護にかかる地域連携ネットワークの整備に努めます

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
中核機関業務の受託					→
相談件数	755件	765件	775件	785件	795件
地域連携ネットワークの整備					→

(エ) 日常生活自立支援事業

- ・利用契約者数に応じた日常生活自立支援専門員を確保するため、事業の委託元である県社会福祉協議会と体制整備についての協議を行います。
- ・利用契約者が他自治体と比べて多いという本市の特性を踏まえ、日常生活自立支援専門員について、安定的に確保できるよう市に対して継続した支援を要請します。
- ・利用契約者と同じ市民の立場で、専門職とは異なる身近な関係を活かした支援を行う生活支援員を確保するため、募集の方法等検討を行います。

- ・利用契約者の判断能力低下及び課題に応じて、適切な事業利用ができるよう、必要に応じて、関係機関とともにケース会議を実施します。
- ・複雑多様化する課題に対応するため、チーム会議や研修会、意見交換会等を開催し、専門員や生活支援員のスキルアップに努めます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
事業実施体制の整備	県社協との 体制協議	→			
	市との協議				→
	生活支援員 募集方法の 検討	生活支援員 募集			→
ケース会議の実施					→
チーム会議や研修会等実施					→

(オ) 人生あんしん事業

- ・同様の事業に先行して取り組んでいる他市社協やNPO法人等の情報を収集します。
- ・相談対応の経験を積むとともに、人生あんしん事業運営審査会などの場で知識・見識を広げます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
新規契約件数	新規契約 5件				→

エ 災害への対応

[現状]

○近年は自然災害が各地で頻発しています。市でも、平成30年から令和5年までの6年の間に集中豪雨による浸水被害が7回にわたって起こるなど、これまででは考えられないような頻度、規模で災害が起こっています。特に令和5年7月の集中豪雨では、土石流災害が発生し、人命と多くの家屋が失われる大きな被害となりました。

○災害の頻発や長期化に備えて、災害ボランティアセンター運営マニュアルをその都度改訂するとともに、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行いました。

○災害への対応を経験してきた経緯を踏まえ、災害発生時に各校区の被災状況について、校区コミュニティ組織や校区社協などが集約・把握した情報等に基づいて

社協職員が現地調査を行い、いち早く被災状況とボランティアニーズの概況を把握する体制を整えました。

○災害ボランティアセンターの運営を（本会や校区コミュニティ組織だけでなく）災害支援 NGO 団体やボランティア、事業所や企業等と協働で運営する協働型災害ボランティアセンターへと運営体制を整えてきました。

○災害時ケアマネジメントの視点を取り入れ、アウトリーチを通じた継続的支援事業の枠組みを活用し、生活課題を抱えた被災者が日常生活を回復するまでの間、伴走型支援に努めました。

○市は、災害時の避難行動に支援が必要な人からの登録申出により、避難行動要支援者名簿を作成し、地域と情報を共有するため、校区社協や校区コミュニティ組織などに提供しています。

[課題]

○災害ボランティアセンター運営の長期化に対応できる本会体制の構築として、今後もさまざまな企業、団体等と（平時の連携も含めた）協力関係を築く必要があります。

○災害時に、公共交通網や道路網が遮断されることも想定した業務執行体制を検討する必要があります。

○避難行動要支援者に対する具体的な支援について、地域（校区コミュニティ組織、自治会、校区社協、民生委員児童委員協議会等）や福祉事業者等と連携して検討し、普段からの地域でのつながり、絆づくりを進める必要があります。

[今後の取り組み]

（ア）災害ボランティアセンター運営と本会の業務執行体制の確保

いつ、災害が起こっても、市の要請に基づいた災害ボランティアセンターの開設・運営をはじめ、災害支援が安定的かつ継続的に行えるよう、事前に連携体制を構築します。

- ・人的な支援、資機材の提供や物資等の運搬・配送などについて、NPO 法人や近隣社協、大学や事業所、団体等と平常時から情報共有の場をもち、必要に応じて連携協定を結びます。
- ・災害ボランティアセンターの運営を支援する企業、団体、学校等の事前登録を行い、意見交換や研修による関係強化とスキルアップを図りながら、災害に備えた体制の確保を図ります。

- ・総合福祉センターや周辺、支所や指定管理施設等が被災した場合も想定し本会の業務継続計画（BCP）を作成します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
他団体との連携 （協力企業等の募集・登録）					→
情報共有会議、災害ボラセン研修 会等の実施					→
	大学、専門学校、企業、事業者団体等との協約締結及びその見直し等のほか、協力企業、団体等の募集を随時行う				
災害時の業務継続計画の見直し					→

(イ) 非常時の支え合い

- ・災害時の支援が円滑かつ迅速に進むよう、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動を促すなどして、日頃からの支え合いの活動を進めます。
- ・避難行動要支援者が実際にどのように避難すればいいのか、必要な行動や準備物などを事前に確認し、自らの避難計画となる災害時マイプランの作成を支援します。プラン作成の際に、地域住民や福祉事業者等と協議の場を設定し、災害時の具体的な連携について確認を行います。
- ・避難行動要支援者が所属する団体への防災講座等に参加し、非常時の支え合いについて、災害時マイプランの作成を通して周知、啓発に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
日頃からの支え合いの促進					→
	図上訓練の機会を活かし、見守りの必要な対象者を見つけたり、避難行動要支援者名簿から新たな見守りの対象者を見つけるなど、見守り対象の発見に努める				
災害時マイプラン作成支援					→
当事者団体の災害学習支援					→

オ 情報の発信・広報

[現状]

○本会では、広報紙「くるめ福祉」を市内の全世帯及び主な公共施設に配布するとともに、様々な情報をラジオやホームページ、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram、YouTube 等で発信しています。

あわせて、情報格差解消の観点から希望する人に対し点字版、音声版の「くるめ福祉」を配布しています。

○本会について、名称は聞いたことがあるが、何をしているかよく知らないという声があるなど、本会に対する住民の理解は十分とは言えません。本会や本会の取組みについて広く住民に理解いただき、信頼を得ることが本会への賛助者や地域福祉推進の支援者を増やすことにつながります。

[課題]

○多くの人に本会への理解を深めてもらえるよう、広報の内容充実に努めるとともに、情報発信の仕方を含め、効果的な情報発信を行う必要があります。

○本会の運営や事業について信頼を得るために、遅滞なく積極的に情報を公開し、透明性を高めることが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 計画的、効果的な広報

本会に対する住民の理解を深めるため、伝えるべき情報を、分かりやすく、タイミングを逃さず提供できるよう、計画的、効果的な広報活動に努めます。

- ・アンケートや SNS 等を活用して、住民が求めている情報を把握するとともに、本会の事務事業の流れを踏まえて広報の年間計画を作成し、タイムリーに必要な情報発信を行います。情報発信にあたっては、広報紙、SNS、マスメディア等様々な広報媒体から、対象者に応じた媒体を選択します。
- ・本会の情報発信のさらなる充実・強化について、検討を進めます。また、研修等による職員のスキルアップを図ります。

《媒体別の取組み》

●広報紙「くるめ福祉」

- ・広報紙「くるめ福祉」は、編集会議を開催し内容の充実を図るとともに、掲載紙面のレイアウト・デザインについては、専門の業者の提案を受けて、分かりやすく魅力あるものとなるよう努めます。
- ・全世帯を対象として、年4回発行を行なっていますが、環境面や財源面、発行方法について検討していく必要があります。

●SNS (Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram、YouTube 等)

- ・タイムリーな情報発信のため、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram、YouTube 等 SNS による情報発信の回数を増やします。
- ・YouTube を活用した動画配信には企画、構成、撮影、編集等の作業に伴う、技術的な習熟が必要であることから、組織内で技術習得する環境整備、計画的な作成、動画配信の体制づくりを検討します。

- ・「双方向性」を活かして、発信した情報への反応を踏まえて、次の情報発信を行います。

●マスメディア

- ・市政記者クラブを通じて、テレビ局、新聞社等、多様な媒体へ積極的に情報提供するとともに、ラジオによる定期的な情報発信を行います。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
年間計画作成					→
広報研修					→
広報紙の充実(内容、デザイン)					→
広報紙のあり方検討					→
FB、X等の更新拡大	各課投稿数 前年5%増		→	各課投稿数 前年並み	→
動画編集の環境整備と研修	計画的発信 体制の検討 内部研修の 実施	毎月1本程 度の発信			→
HPの閲覧者数	前年比5% 増				→
ラジオ広報					→

(イ) 積極的な情報公開

運営の透明性を高めることが、社会における信頼につながることから、本会の運営や事業に関する情報について積極的に公開します。

- ・毎年度事業決算後に、ホームページ等により現況報告書、事業計画書、事業報告書を速やかに公開し、法人情報の円滑な提供に努めます。
- ・本会の活動状況を広く周知するため、本計画や第2期くるめ支え合うプラン等、本会が策定した計画を始め、災害ボランティア設置運営マニュアル等、本会作成の冊子や関係書類等のホームページ上での公開を進めます。

(2) 事務局体制

ア 組織

[現状]

○様々な分野の課題が絡み合っって複雑化した課題や、どの制度にも該当しない、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応を求められる例が増えてきました。

○これまで、事務局は3課、4支所の体制で、必要に応じて関係課及び支所間の連携をとりながら、課をまたがる業務やどこの課にも直接は属さない業務への対応を図ってきました。

[課題]

○複雑な課題等に対応するため、各課間、あるいは本会全体の調整機能を強化する必要があります。

○新たなニーズに対応し、「断らない相談・支援」や課題を持つ個人や世帯への「伴走型支援」を進めるため、住民が相談しやすく、かつ、事業を効果的・効率的に推進できる組織体制とすることが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 企画・調整機能の強化

- ・複合的な課題や担当課が明確でない業務に対応できるよう、各課業務を横断して調整し、事業進捗を管理する調整機能を整備します。
- ・本会が地域福祉の分野で将来にわたり、しっかりと役割を果たすため、中長期的なスパンで本会運営について企画・調整する部署を組織的に位置づけ、本会全体の企画・調整機能を強化します。

(イ) ニーズに対応した組織の見直し

- ・「断らない相談・支援」や「伴走型支援」など、ニーズに対応した支援を行うために現行組織の見直しについて検討します。見直しにあたっては、住民の相談しやすさを最優先に、限られた人材を最大限に活かすという観点から検討します。
- ・どの部署に相談が寄せられても対応ができるよう、相談支援活動のための情報の共有化など、本会組織内部での連携を強化します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
組織体制の見直し	新たな組織体制の検討		→	検討結果に沿った組織改編	
地域福祉課と生活支援課の情報共有化(再掲)	重層的支援会議、はとふる相談会等によるケース検討				→

イ 職員

[現状]

○正規職員を経験年数別に見ると、10年未満の職員が全体の約6割を占めており、30年以上の4人のうち3人は令和10年度末までに定年を迎えます。今後しばらくは、経験の浅い職員の割合が高い状態が続きます。

[課題]

○経験の有無にかかわらず、本会職員には、地域において課題を的確にとらえ、地域住民や関係機関等と連携して課題を解決する役割が期待されています。このような役割をきちんと果たすためのスキルを職員は習得する必要があります。

[今後の取組み]

(ア) 人材の育成

本会職員に求められる役割を果たすためのスキルを身につけることのできる人材育成システムを構築します。

- ・目指すべき目標を明確にして、日々の業務にあたることができるように「人材育成基本方針」を策定します。
- ・この方針に沿って、求められる知識や技術を身につけ、各人が能力の向上を図っていくために、研修計画を作成し、階層別研修、専門研修などを行って、人材の育成を図ります。
- ・日常業務を通して実践的に行われるOJTが人材育成の基本であることから、マニュアルを整備し、効果的なOJTの実施を進めます。
- ・地域課題の発見や課題解決の取組みなど、地域への理解を深める為にも、職員には地域活動への参加を奨励していきます。

ウ 事務事業

[現状]

○国は働き方改革を進め、長時間労働の是正を求めています。様々な制度改正や新たな課題への対応、災害等の頻発などによる業務量の増加に伴い、時間外勤務は増えています。

[課題]

○業務量を人員に見合うよう調整するとともに、事務処理の効率化のために、ルーチンワークの検証やアウトソーシングの検討などによる事務処理方法の見直しが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 事務事業の見直し

限られた人材と財源を最大限に活用するために、これまでの事務事業について、効率化の視点から検証し、見直しを行います。

- ・既存の事務事業について、統廃合や実施方法の見直し、必要性の精査を行います。
- ・給与計算、会計処理、税務処理、人事管理などの事務について、外部発注した場合の費用対効果やメリット・デメリットなどを検討します。
- ・ICT化による事務効率化や電気料金、保守管理をはじめとした各種契約内容の見直しなどを行い、より一層のコスト縮減を進めます。

(3) 財源

ア 財源の確保・活用

[現状]

○本会は、市の地域福祉事業の中核的担い手として、公共事業、公益的事業を進めており、市や県社会福祉協議会からの補助金、委託料が財源の中心を占めています。

○自主財源の大きなウエイトを占める共同募金配分金は、人口減少や物価高騰などの影響により、今後の増収が見込みにくい状況にあります。

○急激な物価高騰等の影響を受け、単年度収支は赤字状態です。

[課題]

○施設の指定管理事業など、市の公募事業においては、これまでは、安定的な収入源と位置付けていましたが、維持管理コストや人件費の増大などにより収益が減少しており、公募事業への参画についての考え方を整理する必要があります。

○本会独自の活動を展開するためには、自主財源の確保が必要であり、外部からのアドバイスや他社協の事例等を参考に早急に検討を進める必要があります。

○補助金や委託料の増額が見込めない中、積立金や繰越金を取り崩しており、安定した事業展開を進めるため、効率的な財政再建が必要です。

[今後の取組み]

(ア) 公募事業への参画

- ・現在、市より3施設（総合福祉会館、田主丸老人福祉センター、三瀬総合福祉センター）の指定管理者に選任され、令和8年度からの5年間施設管理を行います。
- ・公募事業については、地域福祉向上の観点とともに、安定的な収入確保を図るため採算性を注視し、応募の可否を検討します。

実施項目	スケジュール及び目標				
	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
指定管理者の指定	指定管理施設の効率的運営の推進及び事業検証			次期指定管理者応募についての検討及び準備	次期指定管理応募

(イ) 自主財源の確保

- ・ 社協会費・賛助会費収入・寄付金収入や共同募金配分金収入は本会が地域福祉を進めていくための重要な財源であることから、地域住民に対し、本会の活動に対する理解促進を図りながら、より一層の支援を呼びかけます。あわせて、福祉事業所や企業・団体への呼びかけや、幼少期からの福祉教育の場面においても、共同募金運動をはじめとする寄付活動への理解・参加を呼びかけます。
- ・ 共同募金の配分金を財源とする事業（各種団体への補助事業、自主事業を含む）の見直しを検討します。
- ・ ふるさと応援寄附金やクラウドファンディングなど募金手段の多様化が進んでいます。市の補助金等の拡大が見込めない中、寄付金等及びファンドレイジング※など、事業資金集めの手法や事業への効果等を広く学ぶとともに、住民のニーズに対応しつつ、収益をあげることができる事業の創出を図り、地域福祉活動を推進させる新たな自主財源の確保に取り組めます。
- ・ 事業内容によっては、企業が設立した財団等を含めた各種助成団体等からの財政的な支援を活用できることから、情報収集を行い積極的に活用していきます。

※ ファンドレイジング：NPOなどの民間非営利団体が、社会課題の解決や活動の為、個人・法人・政府から資金や支援を集める「資金調達」活動の総称です。ファンドレイジングの最終目的は、社会課題の解決です。また、インターネットを通じて不特定多数の人々から共感を得て資金を募る「クラウド（群衆）ファンディング（資金調達）」はその手法を意味する狭義の場合に使われます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、今後、本会が事業を展開していく際の基本となるものであると同時に、「第2期くるめ支え合うプラン」(久留米市地域福祉活動計画)の実効性を高めるための計画と位置付けています。このことを踏まえて、本会が重点的に取り組むべき事業とそのために必要な組織基盤について、現状と課題を踏まえ、具体的な取組みを掲げています。

本会の役職員が、本計画の内容に精通し、その位置づけ・目標とするところを共有し、毎年度の事業計画に反映していくこととします。

様々なかたちで地域福祉に関係する方々の理解と協力を得ながら、連携して取り組むことを基本に本計画を推進します。

2 計画の進行管理

毎年度、事務局各課の課題ヒアリングと各所属長の目標管理を踏まえ、計画の進捗状況の確認を行い、必要に応じてスケジュールを更新します。

また、新たな要因が発生し計画の見直しが必要な場合は、理事会の承認を得て計画を変更します。

なお、各年度の進捗状況について、理事会、評議員会に報告します。